

2025 年 4 月 17 日 全 4 頁

カリフォルニア州気候変動開示法の障壁となる大統領令

気候変動開示に関する海外の先例は廃止・延期など転換期にある

政策調査部 主席研究員 鈴木裕

[要約]

- トランプ大統領は、各州の環境規制が州権限を越えた過剰な規制となっていないかを調査し、是正することを目指した大統領令を発出した。
- カリフォルニア州の気候変動開示法も、大統領令の標的になっていると考えられる。
- 米国証券取引委員会（SEC）が策定した温室効果ガス（GHG）開示規則は、もはや廃止が確実であり、EU サステナビリティ開示規制も大幅な見直しに向けた検討が始まっている。
- 日本では、サステナビリティ開示規制の策定に向けた検討が継続しているが、この問題をめぐる世界的な情勢変化が今後どのように影響するか、要注目だ。

環境問題に関する各州規制を問題化する大統領令

トランプ大統領は、2025 年 4 月 8 日に Executive Order（大統領令）“Protecting American Energy from State Overreach”（「州の過剰介入からアメリカのエネルギーを保護する」）を発出した¹。この大統領令は、気候変動に関連する州法や州の政策が、憲法に反する場合、州政府の規制権限に優先する連邦政府の規制権限を侵害する場合、または執行不可能な場合は、州によって課せられた規制を取り除き、米国のエネルギー産業を活性化することを目的としている。ニューヨーク州²やバーモント州³でエネルギー業者に事実上の罰金を科す制度や、カリフォルニア州の炭素クレジット取引制度などが例示されている。カリフォルニア州の気候変動開示法は、大統領令の中で明示されていないものの、これも含まれるだろうと考えられている⁴。

¹ The White House “[PROTECTING AMERICAN ENERGY FROM STATE OVERREACH](#)”（2025 年 4 月 8 日）

² Reuters 「[米 NY 州、気候変動で化石燃料企業に総額 750 億ドルの罰金](#)」（2024 年 12 月 27 日）

³ NBC News “[Vermont becomes first state to mandate that fossil fuel companies pay for climate damages](#)”（2024 年 6 月 1 日）

⁴ Holland & Knight Alert “[President Trump Issues Executive Order Targeting State Climate Programs](#)”（2025 年 4 月 11 日）

この大統領令は、司法長官に対し、違憲であるか、連邦政府の優位を侵害するか、または執行不可能である州規制に対して迅速に訴訟を提起するなど必要な措置を講じるとともに、取られた措置に関する報告書を 60 日以内（2025 年 6 月 7 日まで）に提出するよう命じている。

危ぶまれるカリフォルニア州気候変動開示法の施行開始

カリフォルニア州では、「SB-253 気候関連企業データ説明責任法」⁵と「SB-261 温室効果ガス気候関連財務リスク」⁶が 2023 年 10 月 7 日に成立した。気候変動関連の情報開示を企業に求める全米初の法律だった。SB-261 は、2026 年 1 月 1 日までに初回開示を行うこととされ、SB-253 も 2026 年から前事業年度のものを開示することとなっている。

SB-253 は、年間総売上 10 億ドル超であり、カリフォルニア州内で事業を営む米国企業（米国法を設立準拠法とする企業）に対し、温室効果ガス（GHG）排出量の開示を義務付けるものだ。設立根拠法や本社所在地にかかわらず適用対象となり、5,000 社以上が新たに開示義務を負うのではないかと考えられている。適用対象企業は、事業者自らによる燃料の燃焼、工業プロセスによって生じる GHG の直接排出（スコープ 1）、他社から供給された電気、熱・蒸気等の使用に伴う間接排出（スコープ 2）に加え、製品の使用や廃棄、従業員の通勤等を含むサプライチェーンからの排出量（スコープ 3）も開示することが求められる。スコープ 1 および 2 の開示は 2026 年に開始され、スコープ 3 の開示は 2027 年に開始される。

SB-261 は、年間総売上 5 億ドル超のカリフォルニア州内で事業を営む米国企業（米国法を設立準拠法とする企業）に対して、2026 年 1 月 1 日以降、気候変動に関連する財務リスクに関する報告書を TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の枠組みによって隔年で開示することを義務付けるものだ。

図表：カリフォルニア州気候変動開示法の概要

州法		概要
SB-219	CARB による規則制定	2025 年 7 月 1 日までに規則制定
SB-253	スコープ 1,2	2026 年以降開示が求められる（前事業年度のものを開示）
	スコープ 3	2027 年以降開示が求められる（前事業年度のものを開示）
SB-261	TCFD に基づく開示	2026 年 1 月 1 日までに初回開示

（出所）SB-253、SB-261 および SB-219 をもとに大和総研作成

SB-253 を施行するための規則は、カリフォルニア州大気資源委員会（California Air Resources Board、CARB）が 2025 年 1 月 1 日までに制定することとされていたが、作業は大幅に遅れた。そのため、CARB による規則制定期限を 2025 年 7 月 1 日まで 6 か月延長する新法 SB-

⁵ “[SB-253 : Climate Corporate Data Accountability Act.](#)”

⁶ “[SB-261 : Greenhouse gases: climate-related financial risk.](#)”

219 を議会は可決した⁷。施行開始時期に変更はなく、スコープ 1 および 2 の開示は 2026 年中に対応する必要がある。

しかし、2025 年 7 月 1 日までに CARB による規則が制定されたとしても、2026 年の開示開始までにはわずかな期間しかない。適用対象の企業は、規則の詳細が不明な中で 2025 年分のデータ収集等の準備を始めなければならないため、初年度の開示に“incomplete reporting”（不完全開示）の違反があったとしても、企業が“good faith effort”（誠意ある努力）をしているのであれば、CARB は罰則を執行することはないという方針を公表している⁸。つまり、規制当局自身が、初年度の完全な施行は難しいことを認めているのである。

日本企業にも影響

カリフォルニア州気候変動開示法は州外の多くの企業にも影響する。カリフォルニア州内で事業を営む米国企業（米国法を設立準拠法とする企業）が直接の適用対象だが、日本企業の米国子会社も米国法を設立準拠法としているのであれば、適用対象になり得る。また、米国法を設立準拠法としていない日本企業であっても、適用対象企業のサプライチェーンに含まれている場合には、何らかの影響が及ぶ可能性を排除できない。スコープ 3 では、企業がモノやサービスを販売する場合には、仕入れた原料や部品に由来するものから、販売後の利用、その後の廃棄に至るプロセスでの GHG の排出量を含む。スコープ 3 は基本的に自社以外からの GHG 排出であるため、サプライチェーン全体への調査が行われることもあり得る。カリフォルニア州気候変動開示法の適用対象企業のサプライチェーンに連なる企業には、今後適用対象企業からの照会が行われ、十分に回答できない場合には、取引関係の見直し等につながりかねない。

少なからぬ日本企業にとって、今回の大統領令がカリフォルニア州気候変動開示法にどのような影響を与えるかは大きな関心事となるだろう。

世界的な転換期にある気候変動開示

気候変動関連開示を含むサステナビリティ開示は、世界的に進展していたが、ここ 1 年ほどの間にその勢いは一気に衰えている。

バイデン政権下の米国で、上場企業に GHG 排出量や削減の取り組み等に関する情報開示を義務付ける規則（以下、GHG 開示規則）が、2024 年 3 月 6 日に米国証券取引委員会（SEC）で採択されたが、規則の無効化を求める訴訟が提起され、ひと月も経たない 4 月 4 日に SEC 自身が執行停止を決めた。その後、トランプ政権に移行して、共和党系委員が多数となった現在の SEC は、GHG 開示規則を制定する権限は SEC にないという立場だ⁹。およそ 1 年前にバイデン政権時代の SEC がいったん策定した GHG 開示規則は権限外で無効だったと、トランプ政権の SEC が主張する

⁷ [“SB-219 : Greenhouse gases: climate corporate accountability: climate-related financial risk.”](#)

⁸ CARB [“ENFORCEMENT NOTICE”](#) (2024 年 12 月 5 日)

⁹ SEC [“SEC Votes to End Defense of Climate Disclosure Rules”](#) (2025 年 3 月 27 日)

ようになっている。

SEC の GHG 開示規則は廃止が確実な状況だが、他の規制によって米国企業はこのような開示を義務付けられる可能性はあるともいわれてきた。他の規制とは、例えば EU やカリフォルニア州の規制だ。

EU では企業サステナビリティ報告指令（CSRD）や企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）といった EU サステナビリティ開示規制が設けられている。サプライチェーンを含めた企業の GHG 排出量など気候変動に関連する開示事項も含まれている。EU サステナビリティ開示規制は EU 企業だけでなく、EU 域内での売上高が大きい EU 域外企業にも適用されるため、少なからぬ米国企業に開示義務が生じる。

しかし、こうした規制が欧州企業の活動にとって足かせとなり、経済の停滞を招いているのではないかという反省が生まれ、適用対象企業の絞り込み、開示内容の削減、適用開始時期の先送りなどが既に検討されている。域外適用についての適用開始時期先送りは今のところ検討されていないようだが、米国共和党は、EU サステナビリティ開示規制が米国企業に適用されることを問題視している。バイデン政権は EU 側と交渉の余地があったにもかかわらず EU サステナビリティ開示規制が米国企業に適用されることを許してしまっていると共和党は非難してきた¹⁰。2025 年 2 月に就任したラトニック商務長官は、EU サステナビリティ開示規制は、米国企業の競争力を削ぐものであると述べている¹¹。2025 年 3 月には共和党上院議員から、EU サステナビリティ開示規制に米国企業が従わなくとも、不利益を受けないよう保護するという法案が提出された¹²。今後、EU サステナビリティ開示規制の EU 域外企業への適用に関して交渉が行われるかもしれない。つまり、EU サステナビリティ開示規制を世界的な気候変動開示のスタンダードにするための仕組みである域外適用について、トランプ政権が争点化しているということだ。

そして、今回の大統領令によって、カリフォルニア州気候変動開示法の行く手には分厚い暗雲が立ち込めるに至っている。

このように、気候変動開示は、世界的な転換期にあるように見える。そうした中、わが国では金融審議会に設けられた「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」で、気候変動開示を含むサステナビリティ開示規制の具体化に向けて検討が重ねられている。検討に際しては、米国 SEC の GHG 開示規則、EU サステナビリティ開示規制、カリフォルニア州気候変動開示法など諸外国の状況が参考にされている。今のところ、東京証券取引所プライム市場上場の時価総額 3 兆円以上の企業は、2027 年 3 月期から開示が義務付けられ、将来的にはプライム市場上場の全企業に開示義務が課される見通しだ¹³。本稿で記したような世界の状況変化が、わが国での検討にどのような影響を及ぼすのか、要注目だ。

¹⁰ 米国連邦議会共和党 “[MEMORANDUM](#)” p. 15（2023 年 6 月 23 日）

¹¹ Forbes “[Lutnick Says EU ESG Regulations Will Harm U.S. Energy Producers](#)”（2025 年 2 月 9 日）

¹² United States Senator Bill Hagerty “[Hagerty Introduces Legislation to Protect U.S. Businesses from European Regulators’ Power Grab](#)”（2025 年 3 月 12 日）

¹³ 金融審議会「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」（第 1 回）資料 2「[事務局説明資料](#)」p. 7（2025 年 2 月 12 日）